

建築基準施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条）（抄）	1
○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係）（抄）	136
○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）（第三条関係）（抄）	139
○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（第四条関係）（抄）	140

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは(特定)道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは(特定)道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に</p>

(一)	(イ)	法第二十条の規定が適用される建築物	(略)	令第三三章第三節の規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	令第四十条ただし書、令第四十二条第一項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十二條第一項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第四十二條第一項第三号に規定する方法による検証内容	令第四十六條第二項第一号イ、同条	第二項第一号							
														(略)						
														(略)						

掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

二、一、二
四 (略) (略) (略)

(一)	(イ)	法第二十条の規定が適用される建築物	(略)	令第三三章第三節の規定が適用される建築物	図書の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十二條第一項第三号に規定する方法による検証内容	令第四十六條第二項第一号イ、同条	第三項ただし書、同条第二項第四十六條第二項第一号イ、同条	第三項ただし書、同条第二項							
														(略)						
														(略)						

掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）

二、一、二
四 (略) (略) (略)

	(十四)	(略)		(三)	(略)		
建築物	法第三十五條の規定が適用される建築物	(略)		法第二十二條の規定が適用される建築物	(略)		
令第五	令第五	(略)			(略)		
室内仕上げ表	室内仕上げ表	(略)		耐火構造等の構造詳細図	(略)		ハ、同条第三項、同条第四項、令第四十七條第一項、令第四十八條第一項第二号ただし書又は同条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百十七條	令第百十七條	(略)		その他法第十二條の規定に適合することの確認に必要な図書	(略)		号ハの構造計算の結果及びその算出方法
令第百十七條第二項第二	令第百十七條第二項第二	(略)		令第百九條の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	(略)		令第四十六條第三項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項
厚さ	厚さ	(略)		屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	(略)		令第四十六條第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び	規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び	(略)			(略)		

	(十四)	(略)		(三)	(略)		
建築物	法第三十五條の規定が適用される建築物	(略)		法第二十二條の規定が適用される建築物	(略)		
令第五	令第五	(略)			(略)		
室内仕上げ表	室内仕上げ表	(略)		耐火構造等の構造詳細図	(略)		シ書、同条第四項、令第四十七條第一項、令第四十八條第一項第二号ただし書又は同条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百二十三條第一項第一	令第百二十三條第一項第一	(略)		令第百九條の六に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	(略)		号ハの構造計算の結果及びその算出方法
厚さ	厚さ	(略)		屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	(略)		令第四十六條第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び	規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び	(略)			(略)		

(略)		
(略)		
(略)	(略)	令第五 章第五 節の規 定が適 用され る建築 物
(略)	(略)	第二項第二号 及び令第二百 十三条第三項 第二号の規定 に適合するこ との確認に必 要な図書
(略)	(略)	号に規定する建築物の部 分に該当することを確認 するために必要な事項 令第二百十三条第三項第 二号に規定する構造方法 への適合性審査に必要な 事項
(略)	(略)	赤色灯及び非常用進入口 である旨の表示の構造 令第二百二十六条の六第三 号に規定する空間の位置 非常用進入口又は令第百 二十六条の六第二号に規 定する窓その他の開口部 の構造 赤色灯及び非常用進入口 である旨の表示の構造
(略)	(略)	令第二百二十六条の六第三 号に規定する空間に通ず る出入口の構造 令第二百二十六条の六第三 号に規定する空間に該当 することを確認するため に必要な事項 令第二百二十六条の六第三 号に規定する構造方法へ の適合性審査に必要な事 項

(略)		
(略)		
(略)	(略)	令第五 章第五 節の規 定が適 用され る建築 物
(略)	(略)	各階平面図
(略)	(略)	二面以上の立 面図
(略)	(略)	赤色灯及び非常用進入口 である旨の表示の構造 令第二百二十六条の六第二 号に規定する空間の位置 非常用進入口又は令第百 二十六条の六第二号に規 定する窓その他の開口部 の構造 赤色灯及び非常用進入口 である旨の表示の構造

										(十七)	(略)											(十五)
										(略)	(略)											法第三十五条の二の規定が適用される建築物
										(略)	(略)											各階平面図
										(略)	(略)											室内仕上げ表
										(略)	(略)											令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
										(略)	(略)											令第百二十八条の五第七項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況
										(略)	(略)											令第百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
										(略)	(略)											防火区画の位置及び面積
										(略)	(略)											強化天井の位置
										(略)	(略)											令第百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造
										(略)	(略)											主要構造部、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
										(略)	(略)											耐火構造等の構造詳細図
										(略)	(略)											建築物
										(略)	(略)											令第百十四条の規定が適用される建築物
										(略)	(略)											各階平面図
										(略)	(略)											耐火構造等の
										(略)	(略)											境界、防火上主要な間仕

										(十七)	(略)											(十五)
										(略)	(略)											法第三十五条の二の規定が適用される建築物
										(略)	(略)											各階平面図
										(略)	(略)											室内仕上げ表
										(略)	(略)											令第百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
										(略)	(略)											令第百二十九条第七項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況
										(略)	(略)											令第百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
										(略)	(略)											防火区画の位置及び面積
										(略)	(略)											強化天井の位置
										(略)	(略)											令第百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造
										(略)	(略)											主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
										(略)	(略)											耐火構造等の構造詳細図
										(略)	(略)											建築物
										(略)	(略)											令第百十四条の規定が適用される建築物
										(略)	(略)											各階平面図
										(略)	(略)											耐火構造等の
										(略)	(略)											境界、防火上主要な間仕

		(九十一)				<p>に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する建築物</p>	<p>令第二百二十九条 第一項の階避難安全検証法により階避難安全性を有すること を確かめた階を有する建築物</p>
<p>令第二百二十九条 第一項第一号イ(2)及びロ(2)の規定に適合することの 確認に必要な 図書</p>	<p>各階平面図</p>	<p>耐火構造等の 構造詳細図</p>	<p>室内仕上げ表</p>	<p>階避難安全検 証法により検 証した際の平 面図</p>	<p>階避難安全検 証法により検 証した際の計 算書</p>	<p>令第八十八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第八十八条の三第一項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>
<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	<p>主要構造部の断面の構造 、材料の種別及び寸法</p>	<p>令第二百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>	<p>防火区画の位置及び面積</p>	<p>居室の出口の幅</p>	<p>居室の天井の高さ</p>	<p>各室の用途 在館者密度</p>	<p>令第二百二十九条第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法</p>
<p>令第二百二十九条第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法</p>							

		(九十一)				<p>に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する建築物</p>	<p>令第二百二十九条 の第二項の階避難安全検証法により階避難安全性を有すること を確かめた階を有する建築物</p>
<p>各階平面図</p>	<p>耐火構造等の 構造詳細図</p>	<p>室内仕上げ表</p>	<p>階避難安全検 証法により検 証した際の平 面図</p>	<p>階避難安全検 証法により検 証した際の計 算書</p>	<p>令第二百二十九条第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法</p>	<p>令第二百二十九条の二第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法</p>	<p>令第二百二十九条の二第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法</p>
<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	<p>主要構造部の断面の構造 、材料の種別及び寸法</p>	<p>令第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>	<p>防火区画の位置及び面積</p>	<p>居室の出口の幅</p>	<p>居室の天井の高さ</p>	<p>各室の用途 在館者密度</p>	<p>令第二百二十九条の二第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法</p>
<p>令第二百二十九条の二第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法</p>							

		(九十二)			
		<p>めた建築物 難安全性を有 法により全館避 難安全性を有 することを確か めた建築物</p>		<p>令第二百二十九条 の二第一項の全 館避難安全検証 法により全館避 難安全性を有 することを確か めた建築物</p>	
<p>令第二百二十九条の二の二の規定が適用される建築物</p>		<p>令第二百二十九条の二の二の規定に適合することの確認に必要なる図書</p>		<p>令第二百二十九条の二の二の規定に適合する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項</p>	
<p>各階平面図</p>		<p>耐火構造等の構造詳細図</p>		<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	
<p>室内仕上げ表</p>		<p>令第二百二十八条の五に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>		<p>屋上広場その他これに類するものの位置 屋外に設ける避難階段の位置</p>	
<p>全館避難安全検証法により検証した際の平面図</p>		<p>居室の出口の幅 居室の天井の高さ</p>		<p>令第二百二十九条第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法</p>	
<p>階避難安全検証法により検証した際の計</p>		<p>各室の用途 在館者密度</p>		<p>令第二百二十九条第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法</p>	
<p>各室の用途に応じた発熱</p>					

		(九十二)			
		<p>令第二百二十九条の二第二項の全館避難安全検証法により全館避難安全性を有することを確かめた建築物</p>		<p>令第二百二十九条の二第二項の全館避難安全検証法により全館避難安全性を有することを確かめた建築物</p>	
<p>各階平面図</p>		<p>耐火構造等の構造詳細図</p>		<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	
<p>室内仕上げ表</p>		<p>令第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>		<p>令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法</p>	
<p>全館避難安全検証法により検証した際の平面図</p>		<p>居室の出口の幅 居室の天井の高さ</p>		<p>令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法</p>	
<p>階避難安全検証法により検証した際の計</p>		<p>各室の用途 在館者密度</p>		<p>令第二百二十九条の二第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法</p>	
<p>各室の用途に応じた発熱</p>					

建築物	適用される	九条の二の	二の規定が	令第二百二十	令第二百二十九	条の二の二の	規定に適合す	ることの確認	るに必要な図書				
													算書
													量
													令第二百二十九条第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
													令第二百二十九条第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二第四項第二号に規定する全館避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二第四項第三号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二の二に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項

													算書
													量
													令第二百二十九条の二第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二の二第三項第二号に規定する全館避難時間及びその算出方法
													令第二百二十九条の二の二第三項第三号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法

四. 三.
(略)

(五十四)	(五十三)	(五十二)	(五十一)	(五十)	(四十九)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(一) (略)
令第百二十九条第一項の認定を受けたものとする階のある建築	ものとする建築物 通路その他の部分を令第百二十六条の六第三号の認定を受けたものとする建築物	第二項の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	階段室又は付室の構造を令第百二十三条第三項第二号の認定を受けたものとする建築物	床の構造を令第百十五条の二第一項第四号の認定を受けたものとする建築物	(略)	天井を令第百十二条第二項第一号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第一項の認定を受けたものとする建築物	(略)	(い)
令第百二十九条第一項に係る認定書の写し	令第百二十六条の六第三号に係る認定書の写し	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し	令第百二十三条第三項第二号に係る認定書の写し	令第百十五条の二第一項第四号に係る認定書の写し	(略)	令第百十二条第二項第一号に係る認定書の写し	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	(略)	(ろ)	

四. 三.
(略)

(五十一)	(五十)	(新設)	(四十九)	(四十八)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	(一) (略)
令第百二十九条の二第一項の認定を受けたものとする階のある	第二項の認定を受けたものとする建築物	(新設)	防火設備を令第百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	床の構造を令第百十五条の二第一項第四号の認定を受けたものとする建築物	(略)	防火設備を令第百十二条第一項の認定を受けたものとする建築物	(略)	(い)
令第百二十九条の二第一項に係る認定書の写し	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し	(新設)	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し	令第百十五条の二第一項第四号に係る認定書の写し	(略)	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	(略)	(ろ)

(五十五)	物 令第二百二十九条の二第一項の認定を受けたものとする建築物	令第二百二十九条の二第一項に係る認定書の写し
(五十六)	(略)	(略)
(六十二)	(略)	(略)

五. (略)

(四)	(略)	(略)
(五)	令第二百二十九条第一項の階避難安全検証法により階避難安全性を有することを確かめた階のある建築物 令第二百二十九条の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性を有することを確かめた建築物	令第二百二十九条第一項の階避難安全検証法により階避難安全検証法により検証をした際の計算書 令第二百二十九条の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。
- イ (略)
- ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号まで

(五十二)	建築物 令第二百二十九条の二の二第一項の認定を受けたものとする建築物	令第二百二十九条の二の二第一項に係る認定書の写し
(五十三)	(略)	(略)
(五十九)	(略)	(略)

五.

(四)	(略)	(略)
(五)	令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性を有することを確かめた建築物	令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。
- イ (略)
- ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号まで

二十二	令第二百二十九条の十三の第三十三項の認定を受けたものとする 構造の昇降路又は乗降ロビーを 有する非常用エレベーター	令第二百二十九条の十三の 第三十三項に係る認定書 の写し
二十三	(略)	(略)

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

- 二 (略)
- 三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----

二十二	(略)	(略)
二十三	(略)	(略)

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

- 二 (略)
- 三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----

(一)

令第三百 十六條の 二の十一 第一号に 掲げる建 築物の部 分(同号 イに掲げ る規定に 適合する ものであ ることの 認定を受 けたもの に限る。 一)を有す る建築物	第一項の表三 及び表四に掲 げる図書	第一項の表一の (は)項に掲げる図 書及び第一項の 表二の(ろ)欄に掲 げる図書のうち 令第三百三十六條 の二の十一第一 号イに掲げる規 定が適用される 建築物の部分に 係る図書	第一項の 表一の(い) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(ろ) 項に掲げ る図書の うち二面 以上の立 面図	壁及び筋 かいの位 置及び種 類、通し 柱の位置 並びに延 焼のおそ れのある 部分の外 壁の位置 及び構造 延焼のお それのあ る部分の 外壁及び 軒裏の構 造(法第 六十二條 第一項本 文に規定 する建築 物のうち 耐火建 築物及び 準耐火建 築物以外 のものに ついては 開口部 、外壁及
---	--------------------------	---	---	--	--

<p>2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>第三條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の輕微な變更は、次に掲げるものであつて、變更後も工作物の計画が建築基準關係規定に適合することが明らかなものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 觀光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の變更(性能が低下する材料の變更及び能力が減少する變更を除く。)</p>	(略)	(略)	(略)	七條第二項、令第六十九條、令第七十條、第七十三條第二項ただし書、同條第三項ただし書、令第七十七條第四号及び第六号、同條第五号ただし書、令第七十七條第二項ただし書、令第七十九條第二項、令第八十條の二又は令第三百三十九條第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	第一項第三号に規定する構造方法への適合審査に必要事項 令第四十二條第一項第三号に規定する方法による検証 内容 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>2</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>第三條の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の輕微な變更は、次に掲げるものであつて、變更後も工作物の計画が建築基準關係規定に適合することが明らかなものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 令第三百三十八條第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスケーターで觀光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の變更(性能が低下する材料の變更及び能力が減少する變更を除く。)</p>	(略)	(略)	(略)	條、令第七十條、第七十三條第二項ただし書、同條第三項ただし書、令第七十七條第四号及び第六号、同條第五号ただし書、令第七十七條第二項ただし書、令第七十九條第二項、令第七十九條の二又は令第三百三十九條第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三条の十一、第三条の二十二(第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。))及び第十一条の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第六条の二第十項第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
イ・ロ (略)

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 別記第十号様式(観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類

二 (略)
二・三 (略)

4 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

4 (略)

(指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)

第三条の四 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三条の十一、第三条の二十二(第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。))及び第十一条の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第六条の二第十項第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
イ・ロ (略)

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 別記第十号様式(令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類

二 (略)
二・三 (略)

4 (略)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ（略）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2)（略）

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(十五)項、(三十一)項から(三十八)項まで、(六十一)項及び(六十二)項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二〇四（略）

二〇四（略）

（登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施に係る義務）

第三条の十八 登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第三条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行わなければならない。

一〇九（略）

十 修了審査に合格した者に対し、別記第十八号の十二様式による修了証明書（第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ（略）

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2)（略）

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(十五)項、(三十一)項から(三十八)項まで、(五十八)項及び(五十九)項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二〇四（略）

二〇四（略）

（登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施に係る義務）

第三条の十八 登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第三条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行わなければならない。

一〇九（略）

十 修了審査に合格した者に対し、別記第十八号の十二様式による修了証明書（第四条の二十三第十二号を除き、以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

(削除)

(特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者)

第四条の二十 法第十二条第一項に規定する法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「特殊建築物等調査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準適合判定資格者

二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第四条の二十二及び第四条の二十四において準用する第三条の十四(第一項を除く。)から第三条の十六(第一項を除く。)までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録調査資格者講習」という。)を修了した者

三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機(法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。)について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者(以下「昇降機検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準適合判定資格者

二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の二十五並びに第四条の二十六において準用する第三条の十四(第一項を除く。)から第三条の十六(第一項を除く。)まで及び第四条の二十二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録昇降機検査資格者講習」という。)を修了した者

三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

3 法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外

(削除)

(削除)

の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準適合判定資格者

二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の二十七並びに第四条の二十八において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第四条の二十二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者

三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

(調査資格者講習の登録の申請)

第四条の二十一 前条第一項第二号の登録は、登録調査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録調査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件)

第四条の二十二 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。

イ 建築基準適合判定資格者

ロ 特殊建築物等調査資格者

ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職

(削除)

にあつた者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

二 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づく調査又は検査を業として行つてゐる者(以下「調査検査業者」という。)に支配されてゐるものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 前条の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員(過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が調査検査業者の役員又は職員(過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十三 登録調査資格者講習事務を行う者(以下「登録調査資格者講習実施機関」という。)は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録調査資格者講習を毎年一回以上行うこと。

三 登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特殊建築物等定期調査制度総論	一時間
建築学概論	五時間
建築基準法令の構成と概要	一時間
特殊建築物等の維持保全	一時間
建築構造	四時間
防火・避難	六時間
その他の事故防止	一時間
特殊建築物等調査業務基準	四時間

五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十 不正な受講を防止するための措置を講じること。

十一 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十二 修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

(削除)

(準用)

第四条の二十四 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）の規定は、第四条の二十第一項第二号の登録及びその更新、登録調査資格者講習、登録調査資格者講習事務並びに登録調査資格者講習実施機関について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十三」と読み替えるものとする。

(削除)

(昇降機検査資格者講習の登録の申請)

第四条の二十五 第四条の二十第二項第二号の登録は、登録昇降機検査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録昇降機検査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(削除)

(準用)

第四条の二十六 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三の規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十四において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読

み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第四条の二十三第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十六の表」と、第四条の二十二第二号口及び第四条の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	五時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	一時間
昇降機概論	三時間
遊戯施設概論	三十分
昇降機・遊戯施設の検査標準	四時間

(削除)

(建築設備検査資格者講習の登録の申請)
 第四条の二十七 第四条の二十第三項第二号の登録は、登録建築設備検査資格者講習の実施に関する事務(以下「登録建築設備検査資格者講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(削除)

(準用)

第四条の二十八 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第四条の二十二及び第四条の二十三の規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設

備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関(登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十七」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第四条の二十三第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十八の表」と、第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の様式」とあるのは「別記第三十六号の二の様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
建築設備定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
建築設備に関する建築基準法令	三時間三十分
建築設備に関する維持保全	一時間三十分
建築設備の耐震規制、設計指針	一時間三十分
換気、空気調和設備	四時間三十分
排煙設備	二時間
電気設備	二時間三十分
給排水衛生設備	二時間三十分
建築設備定期検査業務基準	二時間三十分

第五条 法第十二条第一項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二 法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項

第五条 法第十二条第一項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期（法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二の四様式、別記第三十六号の二の五様式又は国土交通大臣が定める調査結

その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。)とする。

一 法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要である

果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあっては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合には、その直後の時期を除く。)とする。

ものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七條第五項（法第八十七條の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第七條の二第五項（法第八十七條の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第十二條第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七條第五項又は法第七條の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第十二條第三項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二條第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六號の四様式による報告書及び別記第三十六號の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六號の六様式による報告書及び別記第三十六號の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六號の八様式による報告書及び別記第三十六號の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六號の四様式、別記第三十六號の五様式、別記第三十六號の六様式、別記第三十六號の七様式、別記第三十六號の八様式、別記第三十六號の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

2 法第十二條第三項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二條第三項の規定による報告は、昇降機（令第三百三十八條第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。）にあつては別記第三十六號の三様式による報告書及び別記第三十六號の三の二様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八條第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六號の三の三様式による報告書及び別記第三十六號の三の四様式による定期検査報告概要書に、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）にあつては別記第三十六號の四様式による報告書及び別記第三十六號の四の二様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六號の三様式、別記第三十六號の三の二様式、別記第三十六號の三の三様式、別記第三十六號の三の四様式、別記第三十六號の四様式、別記第三十六號の四の二様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

(工作物の定期報告)

第六条の二の二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告の時期は、法第六十六条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下単に「昇降機等」という。)(次項及び次条第一項においてこれらを総称して単に「工作物」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項及び第三項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合

2 | 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 | 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 | 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で

定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による工作物の点検)

第六条の二の三 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第二項及び第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第八項(法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書(第三面を除く。)、別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書(以下この項及び第十一条の四第一項第五号において「処分等概要書」という。)及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書(以下単に「全体計画概要書」という。)に記載すべき事項

ロ (略)

(台帳の記載事項等)

第六条の三 法第十二条第八項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書(第三面を除く。)、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書(以下この項及び第十一条の四第一項第五号において「処分等概要書」という。)及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書(以下単に「全体計画概要書」という。)に記載すべき事項

ロ (略)

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

三 防火設備に係る台帳 別記第三十六号の九様式による定期検査

報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

ハ 別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

二 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 第五条第三項に規定する書類

八 第六条第三項に規定する書類

九 第六条の二の二第三項に規定する書類

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものを除く。）、別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

ハ 別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに限る。）及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

二 (略)

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 第五条第三項に規定する書類

八 第六条第三項に規定する書類

十 (略)

3 (略)

4 法第十二条第八項に規定する台帳(第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 第二項に規定する書類(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第二項第一号から第六号まで及び第十号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から起算して十五年間
- 二 第二項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間

6 (略)

(建築物調査員資格者証等の種類)

第六条の五 法第十二条第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

2 法第十二条第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

(建築物等の種類等)

第六条の六 建築物調査員が法第十二条第一項の調査及び同条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の点検(以下「調査等」という。)を行うことができる建築物及び昇降機等並

九 (略)

3 (略)

4 法第十二条第八項に規定する台帳(第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 第二項に規定する書類(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第二項第一号から第六号まで及び第九号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から起算して十五年間
- 二 第二項第七号及び第八号の書類 特定行政庁が定める期間

6 (略)

びに建築設備等検査員が法第十二条第三項の検査及び同条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の（イ）欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において建築物調査員資格者証等という。）の種類に応じ、それぞれ同表の（ロ）欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第一号（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習は、同表の（イ）欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる講習とする。

(イ) 建築物調査員資格者証等の種類	(ロ) 建築物、建築設備等及び昇降機等の種類	(ハ) 講習
(一) 特定建築物調査員資格者証	特定建築物	特定建築物調査員（特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第六条の八及び第六条の十において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下

(三)	(二)
防火設備検査員 資格者証	建築設備検査員 資格者証
防火設備(二項のろ)欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。	建築設備(昇降機を除く。以下この表において同じ。)及び防火設備(建築設備についての法第十二條第三項の検査及び同條第四項の点検(以下この表において「検査等」という。))と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。
防火設備検査員資格者証の交付を受けている者(以下「防火設備検査員」という。)として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第六條の十三條並びに第六條の十四において準用する第三條の十四(第一項	「登録特定建築物調査員講習」という。) 建築設備検査員資格者証の交付を受けている者(以下「建築設備検査員」という。)として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第六條の十一並びに第六條の十二において準用する第三條の十四(第一項を除く。)から第三條の十六(第一項を除く。) まで及び第六條の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録建築設備検査員講習」という。)

	(四)		を除く。) から第三条の十六(第一項を除く。)(まで及び第六条の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録防火設備検査員講習」という。)
	昇降機等検査員 資格者証	昇降機(観光用エレベーター等を含む。) 及び遊戯施設	昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者(以下「昇降機等検査員」という。)として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第六条の十五並びに第六条の十六において準用する第三条の十四(第一項を除く。)から第三条の十六(第一項を除く。)(まで及び第六条の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録昇降機等検査員講習」という。)

(特定建築物調査員講習の登録の申請)

第六条の七 前条の表の(一)項の(は)欄の登録は、登録特定建築物調査員講習の実施に関する事務(以下「登録特定建築物調査員講習事務」)

という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件)

第六条の八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録特定建築物調査員講習事務に従事するものであること。

イ 建築基準適合判定資格者

ロ 特定建築物調査員

ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 前条の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む

ハ)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務）

第六条の九 登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録特定建築物調査員講習を毎年一回以上行うこと。

三 登録特定建築物調査員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特定建築物定期調査制度総論	一時間
建築学概論	五時間
建築基準法令の構成と概要	一時間
特殊建築物等の維持保全	一時間
建築構造	四時間
防火・避難	六時間
その他の事故防止	一時間
特定建築物調査業務基準	四時間

五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適

切に応答すること。

七 修了考査は、講義の終了後に行い、特定建築物調査員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

八 登録特定建築物調査員講習を実施する日時、場所その他の登録特定建築物調査員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十 不正な受講を防止するための措置を講ずること。

十一 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十二 修了考査に合格した者に対し、別記第三十七号の二様式による修了証明書を交付すること。

(準用)

第六条の十 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)の規定は、第六条の六の表の(一)項の(は)欄の登録及びその更新、登録特定建築物調査員講習、登録特定建築物調査員講習事務並びに登録特定建築物調査員講習実施機関について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の七、第六条の八並びに第六条の十において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)(から)第三条の十六(第一項を除く。)(まで)」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の九」と読

み替えるものとする。

(建築設備検査員講習の登録の申請)

第六条の十一 第六条の六の表の(二)項のは欄の登録は、登録建築設備検査員講習の実施に関する事務(以下「登録建築設備検査員講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第六条の十二 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(二)項のは欄の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関(登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十一並びに第六条の十二において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)」から第三条の十六(第一項を除く。)、まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十一」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十二の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第九

七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の三様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
建築設備定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
建築設備に関する建築基準法令	三時間三十分
建築設備に関する維持保全	一時間三十分
建築設備の耐震規制、設計指針	一時間三十分
換気、空気調和設備	四時間三十分
排煙設備	二時間
電気設備	二時間三十分
給排水衛生設備	二時間三十分
建築設備定期検査業務基準	二時間三十分

(防火設備検査員講習の登録の申請)

第六条の十三 第六条の六の表の(三)項のは欄の登録は、登録防火設備検査員講習の実施に関する事務(以下「登録防火設備検査員講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第六条の十四 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(三)項のは欄の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関(登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第

六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十三並びに第六条の十四において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六号の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九」と、第三条の二十六第一項第三号及び第四項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の第十三」と、同条第一号中「次条第四号の表の上欄」とあり、第六条の九五号中「前号の表の上欄」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の中欄」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の上欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了考査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の四様式」と読み替えるものとする。

講習		科目	時間
区分	学科		
	防火設備定期検査制度総論		一時間
	建築学概論		二時間
	防火設備に関する建築基準法令		一時間

	防火設備に関する維持保全	一時間
	防火設備概論	三時間
	防火設備定期検査業務基準	二時間
実技	防火設備検査方法	三時間
講習		

(昇降機等検査員講習の登録の申請)

第六条の十五 第六条の六の表の(四)項の(は)欄の登録は、登録昇降機等検査員講習の実施に関する事務(以下「登録昇降機等検査員講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第六条の十六 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(四)項の(は)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関(登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イから八まで」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十五並びに第六条の十六において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)」から第三条の十六(第一項を除く。)、まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「

前条」とあるのは「第六条の十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十六の表」と、第六条の八第二号口及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の五様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	五時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	一時間
昇降機概論	三時間
遊戯施設概論	三十分
昇降機・遊戯施設の検査標準	四時間

(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

第六条の十七 法第十二条の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類
- 二 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

三 第六条の九第十二号に規定する修了証明書又は法第十二条の二第一項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

3 第一項の特定建築物調査員資格者証の交付の申請は、修了証明書の交付を受けた日又は法第十二条の二第一項第二号の規定による認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。

(特定建築物調査員資格者証の条件)

第六条の十八 国土交通大臣は、建築物の調査等の適正な実施を確保するため必要な限度において、特定建築物調査員資格者証に、当該資格者証の交付を受ける者の建築物の調査等に関する知識又は経験に応じ、その者が調査等を行うことができる建築物の範囲を限定し、その他建築物の調査等について必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(特定建築物調査員資格者証の交付)

第六条の十九 国土交通大臣は、第六条の十七の規定による申請があつた場合においては、別記第三十七号の七様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

(特定建築物調査員資格者証の再交付)

第六条の二十 特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚損し、若しくは失つた場合においては、遅滞なく、別記第三十七号の八様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあつてはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に特定建築物調査員資格者証を再交付する。

3 特定建築物調査員は、第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証を再交付する。

格者証の再交付を申請した後、失つた特定建築物調査員資格者証を
発見した場合においては、発見した日から十日以内に、これを国土
交通大臣に返納しなければならない。

(特定建築物調査員資格者証の返納の命令等)

第六条の二十一 法第十二条の二第三項の規定による特定建築物調査
員資格者証の返納の命令は、別記第三十七号の九様式による返納命
令書を交付して行うものとする。

2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日
から十日以内に、特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納
しなければならない。

3 特定建築物調査員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸
籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪宣告
の届出義務者は、遅滞なくその特定建築物調査員資格者証を国土交
通大臣に返納しなければならない。

(建築設備検査員資格者証の交付の申請)

第六条の二十二 法第十二条の三第三項の規定によつて建築設備検査
員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十様式
による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第六条の二十三 第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八
から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証につい
て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替
えるものとする。

第六条の十七第二項	前項	第六条の二十二
第六条の十七第二項		第六条の十二におい

第三号	第六條の十七第二項 第三号及び第三項 第六條の十七第三項 第六條の十八	第十二條の二第一項 第二号 第一項 建築物の 調査等	第十二條の三第三項 第二号 第六條の二十二 建築設備の 検査等	て読み替えて準用する第六條の九第十二号
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十二並びに第六條の二十三において読み替えて準用する第六條の十七第二項及び第三項	第六條の二十二並びに第六條の二十三において読み替えて準用する第六條の十七第二項及び第三項	
第六條の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十一様式	別記第三十七号の十一様式	
第六條の二十一第一項	第十二條の二第三項様式	第十二條の三第四項において読み替えて準用する法第十二條の二第三項	第十二條の三第四項において読み替えて準用する法第十二條の二第三項	
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の十三様式	別記第三十七号の十三様式	

(防火設備検査員資格者証の交付の申請)

第六條の二十四 法第十二條の三第三項の規定によつて防火設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十四様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第六條の二十五 第六條の十七第二項及び第三項並びに第六條の十八から第六條の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の十七第二項	前項	第六條の二十四
第六條の十七第二項第三号	第六條の九第十二号	第六條の十四において読み替えて準用する第六條の九第十二号
第六條の十七第二項第三号及び第三項	第十二條の二第一項第二号	第十二條の三第三項第二号
第六條の十七第三項	第一項	第六條の二十四
第六條の十八	建築物の調査等	防火設備の検査等
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十四並びに第六條の二十五において読み替えて準用する第六條の十七第二項及び第三項
第六條の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十様式
第六條の二十一第一項	第十二條の二第三項	第十二條の三第四項において読み替えて準用する法第十二條の二第三項
	別記第三十七号の九	別記第三十七号の十

様式

七様式

(昇降機等検査員資格者証の交付の申請)

第六条の二十六 法第十二条の三第三項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項の規定によつて昇降機等検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十八様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第六条の二十七 第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六条の十七第二項	前項	第六条の二十六
第六条の十七第二項第三号	第六条の九第十二号	第六条の十六において読み替へて準用する第六条の九第十二号
第六条の十七第二項第三号及び第三項	法第十二条の二第二項第二号	法第十二条の三第三項第二号(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条の二第一項第二号
第六条の十七第三項	第一項	第六条の二十六

第六條の十八	建築物の調査等	昇降機等の調査等及び検査等
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十六並びに第六條の二十七において読み替えて準用する第六條の十八第二項及び第三項
第六條の二十第一項	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十様式
第六條の二十一第一項	法第十二條の二第三項	法第十二條の三第四項において読み替えて準用する法第十二條の二第三項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）及び法第十八條第一項において準用する法第十二條の二第三項
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の二十一様式

（型式適合認定の申請）
 第十條の五の二 法第六十八條の十第一項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）

（型式適合認定の申請）
 第十條の五の二 法第六十八條の十第一項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）

定」という。)のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十条の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十九条第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

- 一 令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)
- () 以外の建築物の部分(次号において「建築物の部分」という。)
- () で、当該建築物の部分(建築設備を除く。以下この号において同じ。)に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二 建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの(前号に

定」という。)のうち、令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

一・二 (略)

三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十条の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十九条の二第一項又は令第二百二十九条の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

四・五 (略)

(型式部材等)

第十条の五の四 法第六十八条の十一第一項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

- 一 令第三百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)
- () 以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の

掲げるものを除く。)

三 (略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八条の十一第二項(法第六十八条の二十二第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号及び適合する一連の規定の別

四・五 (略)

2・3 (略)

(建築基準適合判定資格者の登録の申請)

第十条の七 法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七条の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二 (略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八条の十一第二項(法第六十八条の二十二第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号

四・五 (略)

2・3 (略)

(建築基準適合判定資格者の登録の申請)

第十条の七 法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七条の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第十条の十二及び第十条の十五の四第二項において同じ。)を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(全体計画認定の申請等)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ (略)

二 (略)

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写し(その認定型式が令第三百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類)を添えたものにあつては、同項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

4～9 (略)

(全体計画認定の変更の申請等)

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ (略)

二 (略)

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

第十條の二十四 (略)

2 前条第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書及び添付書類」とあるのは「添付図書及び添付書類（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

(手数料の額)

第十一条の二の三 法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 五 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 四 (略)

五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合、次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額

イ 五 (略)

(一)	法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び令第三章（令第五十二條第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七
-----	---

4 五 (略)

(全体計画認定の変更の申請等)

第十條の二十四 (略)

2 前条第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書添付書類」とあるのは「添付図書添付書類（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

(手数料の額)

第十一条の二の三 法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 五 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 四 (略)

五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合、次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額

イ 五 (略)

(一)	法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び令第三章（令第五十二條第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、
-----	--

	<p>第十四条第二項、令第七十五条、令第七十六条及び令第八十条の三を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定</p>
(二)	<p>法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及びび扉に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及びび扉に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定</p>
(三)	(略)

六〇八 (略)
 三〇七 (略)

(い)	(三)
<p>第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</p>	<p>(略)</p>

(磁気ディスク等による手続)
 第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(i)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(3)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

	<p>令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定</p>
(二)	<p>法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及びび扉に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及びび扉に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定</p>
(三)	(略)

六〇八 (略)
 三〇七 (略)

(い)	(三)
<p>第三条第一項の申請書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）</p>	<p>(略)</p>

(磁気ディスク等による手続)
 第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(i)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(3)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

<p>第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>第五条第三項の報告書</p>	<p>（略）</p> <p>別記第三十六号の二様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書並びに第五条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>
<p>（削る）</p> <p>第六条第三項又は第六条の二の二第三項の報告書（昇降機（観光用エレベーター等を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）</p>	<p>（削る）</p> <p>別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項又は第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>

<p>第三条第一項の申請書（令第三百二十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>第五条第三項の報告書</p>	<p>（略）</p> <p>別記第三十六号の二の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書並びに第五条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>
<p>（削る）</p> <p>第六条第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）</p>	<p>（削る）</p> <p>別記第三十六号の三の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号</p>
<p>（削る）</p> <p>第六条第三項の報告書（昇降機（令第三百二十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下同じ。）に係るものに限る。）</p>	<p>（削る）</p> <p>別記第三十六号の三様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>

(略)	<p>第六条第三項又は第六條の二の二第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第三項の報告書（防火設備に係るものに限る。）</p>	<p>第六条第三項又は第六條の二の二第三項の報告書（昇降機、遊戯施設及び防火設備に係るものを除く。）</p>	
(略)	<p>別記第三十六号の六様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>別記第三十六号の八様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>別記第三十六号の六様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項又は第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	

(略)	(新設)	(新設)	<p>第六条第三項の報告書（昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。）</p>	
(略)	(新設)	(新設)	<p>別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>	<p>の三の四様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>

<p>第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</p>	(略)
<p>第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</p>	(略)

<p>2 (略)</p> <p>3 次の表の(イ)欄に掲げる申請書のうち同表の(ロ)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 230 563 504">(イ)</td> <td data-bbox="359 533 563 1070">(ロ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 230 359 504"> <p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p> </td> <td data-bbox="183 533 359 1070"> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 533 359 1070"> <p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p> </td> <td data-bbox="183 533 359 1070"> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三</p> </td> </tr> </table>	(イ)	(ロ)	<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</p>	<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三</p>
(イ)	(ロ)						
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</p>						
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三</p>						

<p>第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）</p>	(略)
<p>第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	(略)

<p>2 (略)</p> <p>3 次の表の(イ)欄に掲げる申請書のうち同表の(ロ)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1142 563 1377">(イ)</td> <td data-bbox="359 1411 563 2004">(ロ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1142 359 1377"> <p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p> </td> <td data-bbox="183 1411 359 2004"> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1411 359 2004"> <p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p> </td> <td data-bbox="183 1411 359 2004"> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様</p> </td> </tr> </table>	(イ)	(ロ)	<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</p>	<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様</p>
(イ)	(ロ)						
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</p>						
<p>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</p>	<p>別記第二号様式の第二面から第六面までに別記第二号様式による書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様</p>						

(略)	三号様式による建築計画概要書
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</p>	(略)
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</p>	(略)
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書</p>	<p>(略)</p> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までに よる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</p>
(略)	(略)

(書類の閲覧等)
 第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲

(略)	式による建築計画概要書
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（令第三百三十八号第二項第一号に掲げるものを除く。）</p>	(略)
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（令第三百三十八号第二項第一号に掲げるものに限る。）</p>	(略)
<p>第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書</p>	<p>(略)</p> <p>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</p>
(略)	(略)

(書類の閲覧等)
 第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲

げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定
行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ
スク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その
他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつ
てこれらの図書とみなす。

一・二 (略)

三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書

四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三
十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報
告概要書

五〇八 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第十二条 法(第六条の二第一項(第八十七条第一項、第八十七条の
二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含
む。)、第七条の二第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項
若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の二第
二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限の
うち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任
する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国
土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第十二条の二第一項及び法第十二条の三第三項の規定による
交付をすること。

三 法第十二条の二第二項第二号及び法第十二条の三第三項第二号
の規定による認定をすること。

四 法第十二条の二第三項(法第十二条の三第四項において準用す
る場合を含む。))の規定により返納を命ずること。

五〇十三 (略)

げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定
行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ
スク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その
他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつ
てこれらの図書とみなす。

一・二 (略)

三 別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書

四 別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及
び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書

五〇八 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第十二条 法(第六条の二第一項(第八十七条第一項、第八十七条の
二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含
む。)、第七条の二第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項
若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の二第
二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限の
うち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任
する。ただし、第二号から第五号までに掲げる権限については、国
土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二〇十 (略)

十四 第六条の十八（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により範囲を限定し、条件を付し、及びこれを変更すること。

十五 第六条の二十（第六条の二十三、第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による再交付をすること。

別表第二（第十一条の二の三関係）

法第二条第九号の認定に係る評価	(い) (略)	建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十二万円
	(ろ) (略)	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有すること	六十五万円

別表第二（第十一条の二の三関係）

法第二条第九号の認定に係る評価	(い) (略)		
	(ろ) (略)		四十二万円

(略) 令第一条第五号の認定に係る評 価	とを確かめる場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ガス有害性試験不要 材料について十分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	六十五万円
							ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について十分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	
(略) 令第一条第六号の認定に係る評 価		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ガス有害性試験不要 材料について五分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	六十五万円
							ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について五分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	
(略) 令第一百二十二条第一項の認定に係る評 価 令第一百二十二条第二項第一号の認定に係る評 価 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第一百十五條の二第一項第四号の認定に係る評 価	九十九万円
							令第一百二十三條第三項第二号の 認定に係る評価（令第一百二十九 條の十三の三第十三項の認定に 係る評価を併せて行う場合を除	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	外気に向かつて開く ことのできる窓又は 最上部を直接外気に 開放する排煙風道を除	四十万円
							(略)	

(略) 令第一条第五号の認定に係る評 価	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第一条第六号の認定に係る評 価	六十五万円
							(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第一百二十二條第一項の認定に係る評 価 令第一百二十二條第二項第一号の認定に係る評 価 (略)	九十九万円
							令第一百十五條の二第一項第四号の認定に係る評 価	

令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条第一項の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第二号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第一号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第一号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円	(略)	設けるもの	排煙機を設けるもの	四十四万円	(略)	右に掲げるもの以外のもの	五十八万円	(略)	令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	(略)	令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	(略)	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円	(略)	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円	(略)	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円	(略)	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百十一万円	(略)	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	四十万円	(略)
-------------------------	-----	--------------------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----	-------------------------	------	-----	-------	-----------	-------	-----	--------------	-------	-----	----------------------	-----	----------------------	----------------------	-----	----------------------	-------	-----	----------------------------------	------	-----	----------------------------------	------	-----	----------------------------------	-------	-----	-----------------------	------	-----

令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条第一項の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第二号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第一号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の二第一号の認定に係る評価	(略)	令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円	(略)	令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	(略)	令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	(略)
-------------------------	-----	--------------------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----	-------------------------	------	-----	----------------------	-----	----------------------	-----

令第二百二十九条の十三の第三十三項の認定に係る評価（令第二百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	外気に向かつて開く	四十万円
	ことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	
	排煙機を設けるもの	四十四万円
	右に掲げるもの以外のもの	五十八万円
	外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十万円
令第二百二十三条第三項第二号の認定及び令第二百二十九条の十三の第三十三項の認定に係る評価	ことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの 排煙機を設けるもの 右に掲げるもの以外のもの	四十万円 四十四万円 五十八万円
(略)	(略)	(略)
(備考) 法第二十条第一項第一号、令第八十条の三第一項第二号及び第四項、令第二百二十九条第一項、令第二百二十九条の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。		

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(第一面) ~ (第三面) (略)
(第四面)

(略)	(略)
(備考) 法第二十条第一項第一号、令第八十条の三第一項第二号及び第四項、令第二百二十九条の二第一項、令第二百二十九条の二の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。	

第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

確認申請書(建築物)

(第一面) ~ (第三面) (略)
(第四面)

【1. 番号】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. (略)】・【ロ. (略)】 (略)

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面) ・ (第六面) (略)

(注意)

1. ～4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

⑪ 9 欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑫ 9 欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また、9 欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックスボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬ 9 欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型

【1. 番号】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. (略)】・【ロ. (略)】 (略)

【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ニ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当

するときは、当該認証番号】

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面) ・ (第六面) (略)

(注意)

1. ～4. (略)

5. 第四面関係

①～⑩ (略)

⑪ 9 欄の「ハ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑫ 9 欄の「ホ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4

式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要、9欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋内又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては9欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑭～⑰ (略)
6.・7. (略)

(割る)

第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋内又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。

⑱～⑳ (略)
6.・7. (略)

第三十六号の二様式（第四条の二十五関係）（A4）

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
年 月 日
証 明 書 番 号 第 号
講習修了年月日 年 月 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

印

(削る)

第三十六号の二の様式 (第四条の三十七関係) (A4)

登録昇降機検査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
証 明 書 番 号 第 第 号
講習修了年月日 年 月 日

建築基準法施行規則第4条の20第2項第2号の登録昇降機検査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録昇降機検査資格者講習実施機関名
代表者名 印

(削る)

第三十六号の二の様式 (第四条の三十九関係) (A4)

登録建築設備検査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
証 明 書 番 号 第 第 号
講習修了年月日 年 月 日

建築基準法施行規則第4条の20第3項第2号の登録建築設備検査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録建築設備検査資格者講習実施機関

代表者名 印

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A4)

定期調査報告書

(第一面)

第三十六号の二の四様式 (第五条関係) (A4)

定期調査報告書

(第一面)

【1. 所有者】 ～ 【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】 ～ 【5. 調査による指摘の概要】 (略)

(第二面) (略)

【1. 所有者】 ～ 【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】 ～ 【5. 調査による指摘の概要】 (略)

(第二面) (略)

(第三面)

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 ～ 【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【ホ. 防火設備の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【2. 調査の状況】 ～ 【6. 備考】 (略)

(第四面) (略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～④ (略)

⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。

⑥～⑪ (略)

3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画

(第三面)

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 ～ 【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【2. 調査の状況】 ～ 【6. 備考】 (略)

(第四面) (略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～④ (略)

⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が第4条の20第1項第二号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑥～⑪ (略)

3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画

検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧・⑨（略）

⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合

検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧・⑨（略）

⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて

には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係

- ①・② (略)
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤～⑪ (略)
- 5. (略)

第三十六号の三様式 (第五条、第六条の三、第十一条の四関係) (A 4)

定期調査報告概要書
(第一面)

調査等の概要

【1. 所有者】～【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係

- ①・② (略)
- ③ 1欄の「ロ」から「三」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」及び「三」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤～⑪ (略)
- 5. (略)

第三十六号の二の五様式 (第五条、第六条の三、第十一条の四関係) (A 4)

定期調査報告概要書
(第一面)

調査等の概要

【1. 所有者】～【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】・【5. 調査による指摘の概要】 (略)

【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【ホ. 防火設備の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】 (略)

(第二面)

【1. 敷地の位置】～【7. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

第三十六号の四様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書

(昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

(略)

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】・【5. 調査による指摘の概要】 (略)

【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】 (略)

(第二面)

【1. 敷地の位置】～【7. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の二の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は第三十六号の二の四様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

第三十六号の三様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。

⑨～⑳ (略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑦ (略)

⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第2項第2号に規定する登録昇降機検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録昇降機検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑨～⑳ (略)

4. (略)

第三十六号の五様式 (第六条、第六条の二の二、第六条の三、十一
条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(昇降機)

(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

昇降機等検査員 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

昇降機等検査員 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を
記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の
昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二

4. (略)

第三十六号の三の様式 (第六条、第六条の三、十一
条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(昇降機)

(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

建築基準適合判定資格者 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

建築基準適合判定資格者 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の三様式に記入した内容と同一の内容を
記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の
昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二

面は、同様式第二面において指摘があつた昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。
(記号)

(記号)

第三十六号の六様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書

(建築設備 (昇降機を除く。))

(第一面)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

建築設備検査員 第 号

面は、第三十六号の三様式第二面において指摘があつた昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。
第三十六号の三の三様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(遊戯施設)

第三十六号の三の四様式 (第六条、第六条の三、十一條の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(遊戯施設)

第三十六号の四様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))

(第一面)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

建築基準適合判定資格者 第 号

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

建築基準適合判定資格者 第 号

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. (略)】～【三. (略)】

【ホ. 防火ダンパーの有無】有 無

【6. (略)】・【7. (略)】 (略)

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 () 階)

全館避難安全検証法

その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)

加圧式 () 区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)

加圧式 () 区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. (略)】～【三. (略)】

【6. (略)】・【7. (略)】 (略)

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】

階避難安全検証法 () 階)

全館避難安全検証法 適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)

無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)

無

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□加圧式 (区画) □無

【ホ. (略)】・【ハ. (略)】 (略)

【10. (略)】～【11. (略)】 (略)

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 (灯) □蛍光灯 (灯)

□その他 (灯)

【ロ. 子備電源】 (略)

【14. (略)】～【15. (略)】 (略)

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【三. (略)】・【ホ. (略)】 (略)

【10. (略)】～【11. (略)】 (略)

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 (灯) □蛍光灯 (灯)

□高輝度放電灯 (灯) □無

【ロ. 子備電源】 (略)

【14. (略)】～【15. (略)】 (略)

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第

 号 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() () 登録第 号
建築士
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

給水タンク (基 皿) 貯水タンク (基 皿)
その他 ()

【ロ. (略)】 (略)

【18. (略)】～【20. (略)】

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「レ」において改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「レ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑦ (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それ

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() () 登録第 号
建築士
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

給水タンク (基 皿) 貯水タンク (基 皿)
その他 ()

【ロ. (略)】 (略)

【18. (略)】～【20. (略)】

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「レ」において改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「レ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑦ (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記

それぞれ記入してください。

- ④～⑨ (略)
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び16 欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑪・⑫ (略)

- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。

⑭～⑱ (略)

- ⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100

記入してください。

- ④～⑨ (略)
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び16 欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑪・⑫ (略)

- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑭～⑱ (略)

- ⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第29条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。

号) による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑳・㉑ (略)
4. (略)

第三十六号の七様式 (第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(建築設備 (昇降機を除く。))
(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】
(代表となる検査者)

【イ. 資格】
() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の検査者)

【イ. 資格】
() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
【5. 換気設備の概要】

【イ. (略)】～【ニ. (略)】

- ⑳・㉑ (略)
4. (略)

第三十六号の四の二様式 (第六条、第六条の三、第十一条の四関係) (A4)

定期検査報告概要書

(建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))
(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】
(代表となる検査者)

【イ. 資格等】
() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の検査者)

【イ. 資格等】
() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
【5. 換気設備の概要】

【イ. (略)】～【ニ. (略)】

【ホ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 () 階)
全館避難安全検証法
その他 ())

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)
加圧式 () 区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)
加圧式 () 区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)
加圧式 () 区画) 無

【ホ. (略)】 ・ 【ヘ. (略)】 (略)

【8. 非常用の照明装置の検査者】

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等】

階避難安全検証法 () 階)
全館避難安全検証法 適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)
無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】

吸引式 () 区画) 給気式 () 区画)
無

【三. (略)】 ・ 【ホ. (略)】 (略)

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

白熱灯 () 灯) 蛍光灯 () 灯)
その他 () 灯)

【ロ. 予備電源】 (略)

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

白熱灯 () 灯) 蛍光灯 () 灯)
高輝度放電灯 () 灯) 無

【ロ. 予備電源】 (略)

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ～ 【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

- 給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
その他 ()
【ロ. (略)】 (略)

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の八様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(防火設備)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

- 給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
その他 ()
【ロ. (略)】 (略)

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の四様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の四様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日 第 号		
係員印		

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】
 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】
 有 (平成 年 月に改善予定) 無
【ニ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日 第 号		
係員印		

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常
用の照明装置 給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 (階)

全館避難安全検証法

その他 ()

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】

自然換気設備 (系統 室)

機械換気設備 (系統 室)

中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

【ロ. 防火設備】

- 防火扉 (_____ 枚)
 防火シャッター (_____ 枚)
 耐火クローズスクリーン (_____ 枚)
 ドレンチャヤー (_____ 台)
 その他 (_____ 台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 _____ 年 _____ 月に改善予定)
 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】
 実施済
 改善予定 (平成 _____ 年 _____ 月に改善予定) 予定なし

【ロ. 火気使用室】

- その他 (_____ 系統 _____ 室) 無
 自然換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
 機械換気設備 (_____ 系統 _____ 室) 無
 その他 (_____ 系統 _____ 室)
【ハ. 居室等】
 自然換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
 機械換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
 中央管理方式の空気調和設備 (_____ 系統 _____ 室)

【三. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ

- その他 (_____ 系統 _____ 室) 無
 全空気 ヒートポンプ
 フアンコイルユニット併用
 その他 (_____)

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 _____ 年 _____ 月に改善予定)
 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】
 実施済
 改善予定 (平成 _____ 年 _____ 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の検査者】 ～ 【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】 (略)

【8. 備考】

(第三面)

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

【20. 備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【1. 換気設備】

【2. 排煙設備】 ～ 【4. 給水設備及び排水設備】 (略)

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合には、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合には、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全て

- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者

- のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務し

の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャヤーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

ている場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

- ⑭ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑬ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の

⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑲ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑳ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の

「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当

「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。

⑲ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑳ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当

該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A

4）

定期検査報告概要書

（防火設備）

（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

該不具合の具体的内容を記入してください。

- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の四の二様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A 4）

（A 4）

定期検査報告概要書

（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））

（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【三. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【三. 用途】

【ハ. 郵便番号】

【三. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【三. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)

指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定)

無

【三. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】

【ロ. 不具合記録】

【ハ. 不具合の概要】

【三. 改善の状況】

有 無

有 無

実施済

改善予定 (平成 年 月に改善予定)

予定なし (理由：)

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】

【ロ. 不具合記録】

【ハ. 不具合の概要】

【三. 改善の状況】

有 無

有 無

実施済

改善予定 (平成 年 月に改善予定)

予定なし (理由：)

(第二面)

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備
 非常用の照明装置
 給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 階避難安全検証法 (_____ 階)
- 全館避難安全検証法
- その他 (_____)

【ロ. 防火設備】

- 防火扉 (_____ 枚)
- 防火シャッター (_____ 枚)
- 耐火クロムスクリューン (_____ 枚)
- ドレンチャージャー (_____ 台)
- その他 (_____ 台)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】

- 自然換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
- 機械換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
- 中央管理方式の空気調和設備 (_____ 系統 _____ 室)
- その他 (_____ 系統 _____ 室)

【ロ. 火気使用室】

- 自然換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
- 機械換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
- その他 (_____ 系統 _____ 室)
- 自然換気設備 (_____ 系統 _____ 室)

【ハ. 居室等】

- 機械換気設備 (_____ 系統 _____ 室)
- 中央管理方式の空気調和設備 (_____ 系統 _____ 室)
- その他 (_____ 系統 _____ 室)

【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ

- 全空気 ヒートポンプ
- フランコイルユニット併用
- その他 (_____)

無

【6. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

【6. 排煙設備の検査者】 ～ 【11. 給水設備及び排水設備の概要】
(望)
【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の四様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の十様式 (第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書
(遊戯施設)

(第一面)

建築基準法第88条第1項において準用する同法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

第三十六号の三の三様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書
(遊戯施設)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【三. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台 (うち既存不適合 台)

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】

有 (平成 年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

遊戯施設の様況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【三. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台 (うち既存不適合 台)

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】

有 (平成 年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

遊戯施設の様況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

【ロ. 確認済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

昇降機等検査員 _____ 第 _____ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

(_____) 建築士事務所 (_____) 知事登録第 _____ 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

建築基準適合判定資格者 _____ 第 _____ 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 _____ 第 _____ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

(_____) 建築士事務所 (_____) 知事登録第 _____ 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【三. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【三. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号 _____)

【イ. 種別】

高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)

回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第三号)

【ロ. 固有名称】

【ハ. 一般名称】

【三. 仕様】

(総定員) _____ (乗物数) _____ (乗物当たり定員) _____

【5. 遊戯施設の概要】 (番号 _____)

【イ. 種別】

高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)

回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第三号)

【ロ. 固有名称】

【ハ. 一般名称】

【三. 仕様】

(総定員) _____ (乗物数) _____ (乗物当たり定員) _____

()人) () × ()編成) ()人)

(定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)

(回転直径) (勾配又は傾斜角度)

() km/h又はm/min) () m) () m

() () m) () 度)

【ホ. ウォータースライド仕様】

(滑走路数) (高低差) (滑走路全長)

() 本) () m) () m)

(滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐 出 量)

() 度) () 台) () m³/s)

【ヘ. 製造者名】

()人) () × ()編成) ()人)

(定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)

(回転直径) (勾配又は傾斜角度)

() km/h又はm/min) () m) () m

() () m) () 度)

【ホ. ウォータースライド仕様】

(滑走路数) (高低差) (滑走路全長)

() 本) () m) () m)

(滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐 出 量)

() 度) () 台) () m³/s)

【ヘ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

有 (平成)年)月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】

実施済 改善予定 (平成)年)月に改善予定)

予定なし

【8. 備考】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)

要重点点検の指摘あり 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

有 (平成)年)月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】

実施済 改善予定 (平成)年)月に改善予定)

予定なし

【8. 備考】

遊戯施設に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する遊戯施設の台数を記入してください。
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マ

遊戯施設に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する遊戯施設の台数を記入してください。
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マ

ークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。

⑥ 4欄の「ハ」は、指摘があつた遊戯施設について記入してください。

⑦ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑧ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。ただし、複数の遊戯施設について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査についてそれぞれ記入してください。

③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。

⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェ

ークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。

⑥ 4欄の「ハ」は、指摘があつた遊戯施設について記入してください。

⑦ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑧ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。ただし、複数の遊戯施設について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査についてそれぞれ記入してください。

③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。

⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェ

ックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 3欄は、代表となる検査者並びに当該遊戯施設の検査を行った全ての検査者について記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑪ 4欄は、遊戯施設の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人の場合は、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑫ 5欄の「番号」は、報告する遊戯施設を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑬ 5欄の「ハ」は、建築基準法施行令第138条第2項第2号及び同項第三号に掲げる名称の例により記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」の「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊

ックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 3欄は、代表となる検査者並びに当該遊戯施設の検査を行ったすべての検査者について記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第2項第2号に規定する登録昇降機検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録昇降機検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑪ 4欄は、遊戯施設の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人の場合は、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑫ 5欄の「番号」は、報告する遊戯施設を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑬ 5欄の「ハ」は、建築基準法施行令第138条第2項第2号及び同項第三号に掲げる名称の例により記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」の「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊

戲施設が走行をするものである場合には定常走行速度を km/h で、回転をするものである場合には定常円周速度を m/min で記入してください。

⑮ 5欄の「ホ」の「高低差」、「滑走路全長」、「滑走路平均勾配」は、滑走路が複数ある場合は滑走路ごとに、「吐出量」は、揚水装置が複数ある場合は揚水装置ごとに記入してください。

⑯ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑱ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑲ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」の

戲施設が走行をするものである場合には定常走行速度を km/h で、回転をするものである場合には定常円周速度を m/min で記入してください。

⑮ 5欄の「ホ」の「高低差」、「滑走路全長」、「滑走路平均勾配」は、滑走路が複数ある場合は滑走路ごとに、「吐出量」は、揚水装置が複数ある場合は揚水装置ごとに記入してください。

⑯ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑱ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑲ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」の

チェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑳ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した遊戯施設に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ③ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ④ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
- ⑤ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

チェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑳ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した遊戯施設に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ③ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ④ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「ー」を記入してください。
- ⑤ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の十一様式 (第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四
関係) (A4)

定期検査報告概要書
(遊戯施設)
(第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格 台)

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】

第三十六号の三の四様式 (第六条、第六条の三、第十一条の四関係)
(A4)

定期検査報告概要書
(遊戯施設)
(第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格 台)

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】

有 (平成 年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

(第二面)

遊戯施設の様況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

昇降機等検査員 第 号

有 (平成 年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

(第二面)

遊戯施設の様況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】

建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)

【イ. 種別】

高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)

回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)

【イ. 種別】

高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)

回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138

【三. 改善の状況】

実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
予定なし (理由…)

【8. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の十様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等内に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十七号の二様式 (第六条の九関係) (A4)

登録特定建築物調査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証 明 書 番 号 _____ 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第6条の6の表(1)項(オ)欄の登録特定建築物調査員講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録特定建築物調査員講習実施機関名

代表者名

印

第三十七号の三様式 (第六条の十二関係) (A4)

【三. 改善の状況】

実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
予定なし (理由…)

【8. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の三の三様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等内に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、第三十六号の三の三様式第二面において指摘があつた遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の二様式 (第四条の二十三関係) (A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証 明 書 番 号 _____ 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

印

第三十六号の二様式 (第四条の二十三関係) (A4)

登録建築設備検査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第6条の6の表(2)項(注)欄の登録建築設備検査員講習を修了したことを証する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録建築設備検査員講習実施機関名

代表者名

印

第三十七号の四様式(第六条の十四関係)(A4)

登録防火設備検査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第6条の6の表(3)項(注)欄の登録防火設備検査員講習を修了したことを証する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録防火設備検査員講習実施機関名

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

印

第三十六号の二様式(第四条の二十三関係)(A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 第 _____ 号
講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

印

第三十七号の五様式 (第六条の十六関係) (A4)

登録昇降機等検査員講習修了証明書

(氏名)

年 月 日生

証明書番号 第 年 月 日

講習修了年月日 年 月 日

建築基準法施行規則第6条の6の表(4)項(主)欄の登録昇降機等検査員講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録昇降機等検査員講習実施機関名

代表者名

印

第三十七号の六様式 (第六条の十七関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長

北海道開発局長

殿

代表者名

印

第三十六号の二様式 (第四条の二十三関係) (A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名)

年 月 日生

証明書番号 第 年 月 日

講習修了年月日 年 月 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

印

第五十一号様式 (第十条の七関係) (A4)

建築基準適合判定資格者登録申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、建築基準適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長

北海道開発局長

殿

氏名		生年月日	明大昭平年月	性	別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現住所	〒	電話番号				
勤務先の名稱						
勤務先の所在地	〒	電話番号				
欠格事由	<p>1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/></p> <p>2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>あるときは、その罪及び刑 その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた年月日 年 月 日</p> <p>3 特定建築物調査員資格者の返納の命令を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>返納の命令を受けたことがありますときは、その年月日 年 月 日</p>					
備考						
※交付番号		※交付年月日	平成	年	月	日

第三十七号の七様式（第六条の十九関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証

氏名		生年月日	明大昭平年月	性	別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
本籍	〒					
現住所	〒					
勤務先の名稱						
勤務先の所在地	〒					
検定	（略）					
欠格事由	<p>1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/></p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>あるときは、その罪及び刑 その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた年月日 年 月 日</p> <p>3 建築基準適合判定資格者の登録の処分を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>取り消されたことがありますときは、その年月日 年 月 日</p> <p>4～6 （略）</p>					
審査	（略）					
※登録番号		※登録年月日	平成	年	月	日
<p>収入印紙貼付欄 (消印してはならない。)</p>						
		※都道府県				
		受付番号				

第五十二号様式（第十条の八関係）（A4）

建築基準適合判定資格者登録証

_____(氏名)

____年____月____日生

交付番号第____号

交付年月日____年____月____日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲

2. 条件

平成____年____月____日

地方整備局長 _____(氏名) 印
北海道開発局長 _____

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の八様式 (第六条の二十関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

本 籍 地

_____(氏名)

____年____月____日生

登録番号第____号

登録年月日____年____月____日

建築基準法第77条の58第1項の規定により、建築基準適合判定資格者の登録を受けたことを証する。

平成____年____月____日

地方整備局長 _____(氏名) 印
北海道開発局長 _____

第五十四号様式 (第十条の十一関係) (A4)

建築基準適合判定資格者登録証再交付申請書

私は、このたび登録証を汚損、亡失しましたので、建築基準法施行規則第10条の11の第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(名)

記

1	氏名	
2	生年 月 日	
3	性別	
4	交付 番号	
5	交付 年 月 日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証返納命令書

平成 年 月 日

地方整備局長
殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(名)

記

1	氏名	
2	生年 月 日	
3	性別	
4	本籍 地	
5	登録 番号	
6	登録 年 月 日	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	

収入印紙貼付欄
(消印してはならない。)

○技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第三号)

技能検定員資格者証返納命令書

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

教習指導員資格者証

年 ____ 月 ____ 日

住 所

様

殿

地方整備局長
北海道開発局長
印

公安委員会 印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、特定建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

道路交通法第99条の2第5項 の
第99条の2第5項において準用する第99条の2第5項
技能検定資格者証の返納を命ずる。
あなた の 教習指導員資格者証

なお、この処分には不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であれば、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内でできなくならず、また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくならず。）

理 由	
-----	--

第三十七号の十様式 (第六条の二十二関係) (A4)

建築設備検査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

私は、建築設備検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____ (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭平年月日	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現住所	電話番号			
勤務先の名称	電話番号			
勤務先の所在地	電話番号			
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。) を受けていますか。			
	あるとき、その罪及び刑			
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日			
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。			
	あるとき、その罪及び刑			
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日			
	3 建築設備検査員資格者証の返納の命令を受けたことがありますか。			
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日			

第三十七号の六様式 (第六条の十七関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____ (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭平年月日	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
現住所	電話番号			
勤務先の名称	電話番号			
勤務先の所在地	電話番号			
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。) を受けていますか。			
	あるとき、その罪及び刑			
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日			
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。			
	あるとき、その罪及び刑			
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日			
	3 特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたことがありますか。			
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日			

備考			
※交付番号		※交付年月日	平成 年 月 日

第三十七号の十一様式（第六条の二十三関係）（A4）

建築設備検査員資格者証

（氏 名）

年 月 日生

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の3第3項の規定により、建築設備検査員資格者証を交付する。

1. 検査等を行うことができる建築設備の範囲

2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
（氏 名） 印

注 不要な文字は、抹消してください。

備考				日
※交付番号		※交付年月日	平成 年 月 日	

第三十七号の七様式（第六条の十九関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証

（氏 名）

年 月 日生

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲

2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
（氏 名） 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の十二様式（第六条の二十三関係）（A4）

建築設備検査員資格者証再交付申請書

私は、建築設備検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の23において読み替えて準用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(署 名)

記

1	氏名	
2	生年 月 日	
3	性別	
4	交付 番号	
5	交付 年 月 日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入のこと。）	

第三十七号の八様式（第六条の二十関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(署 名)

記

1	氏名	
2	生年 月 日	
3	性別	
4	交付 番号	
5	交付 年 月 日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由（具体的に詳しく記入のこと。）	

第三十七号の十三様式（第六条の二十三関係）（A4）

建築設備検査員資格者証返納命令書

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

様

地方整備局長
北海道開発局長
印

建築基準法第12条の3第4項において読み替えて準用する同法第12条の2第3項の規定により、建築設備検査員資格者証の返納を命ずる

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を

第三十七号の九様式（第六条の二十一関係）（A4）

建築物調査員資格者証返納命令書

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

様

地方整備局長
北海道開発局長
印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を

代表する者は法務大臣となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができません (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

。(理由)

第三十七号の十四様式 (第六条の二十四関係) (A4)

防火設備検査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

私は、防火設備検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____ (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭・平年 月 日	性 別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>
現住所	電 話 番 号				
勤務先の名称					
勤務先の所在地	電 話 番 号				
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。) を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いな <input type="checkbox"/>				
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> な <input type="checkbox"/>				

代表する者は法務大臣となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができません (なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

。(理由)

第三十七号の六様式 (第六条の十七関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____ (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭・平年 月 日	性 別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>
現住所	電 話 番 号				
勤務先の名称					
勤務先の所在地	電 話 番 号				
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。) を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いな <input type="checkbox"/>				
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> な <input type="checkbox"/>				

備考	<p>あるときは、その罪及び刑 -----</p> <p>その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日 _____年 ____月 ____日</p> <p>3 防火設備検査員資格者証の返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>_____年 ____月 ____日</p> <p>返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ます <input type="checkbox"/> かと。</p> <p>返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> があるときは、その年月日 _____年 ____月 ____日</p>		
	※交付番号	※交付年月日	平成 ____年 ____月 ____日

第三十七号の十五様式 (第六条の二十五関係) (A4)

防火設備検査員資格者証

(氏名) _____

_____年 ____月 ____日生

交付番号 第 _____号

交付年月日 _____年 ____月 ____日

建築基準法第12条の3第3項の規定により、防火設備検査員資格者証を交付する。

1. 検査等を行うことができる防火設備の範囲

2. 条件

備考	<p>あるときは、その罪及び刑 -----</p> <p>その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日 _____年 ____月 ____日</p> <p>3 特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>_____年 ____月 ____日</p> <p>返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ます <input type="checkbox"/> かと。</p> <p>返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> があるときは、その年月日 _____年 ____月 ____日</p>		
	※交付番号	※交付年月日	平成 ____年 ____月 ____日

第三十七号の七様式 (第六条の十九関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証

(氏名) _____

_____年 ____月 ____日生

交付番号 第 _____号

交付年月日 _____年 ____月 ____日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲

2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 (氏 名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の十六様式（第六条の二十五関係）（A4）

防火設備検査員資格者証再交付申請書

私は、防火設備検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の25において読み替えて準用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(署 名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 (氏 名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の八様式（第六条の二十関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒

申請者住所

氏名

(署 名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	

5	交 付 年 月 日	
6	変 更 後 の 氏 名	
7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	
8	汚 損 又 は 亡 失 の 理 由 (具 体 的 に 詳 し く 記 入 の こ と 。)	

第三十七号の十七様式 (第六条の二十五関係) (A4)

防火設備検査員資格者証返納命令書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の3第4項において読み替えて適用する同法第12条の2第3項の規定により、防火設備検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から

5	交 付 年 月 日	
6	変 更 後 の 氏 名	
7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日	
8	汚 損 又 は 亡 失 の 理 由 (具 体 的 に 詳 し く 記 入 の こ と 。)	

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

建築物調査員資格者証返納命令書

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から

ら起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができず（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）

（理由）

第三十七号の十八様式（第六条の二十六関係）（A4）

昇降機等検査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にシ印を付けて下さい。

私は、昇降機等検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭平年月日	性別	男□ 女□
現住所	〒 電話番号			
郵務先の名称				

ら起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができず（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）

（理由）

第三十七号の六様式（第六条の十七関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証交付申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にシ印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明・大昭平年月日	性別	男□ 女□
現住所	〒 電話番号			
郵務先の名称				

勤務先の所在地		〒		電話番号	
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□	いない□		
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□		
	あるときは、その罪及び刑 ----- その執行を終わる、又は執行を受けることがな くなくなった年月日	年	月	日	
	3 昇降機等検査員資格者証の返納の命令を受けたことがありませんか。	ある□	ない□		
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日	年	月	日	
備考					
※交付番号	※交付年月日	平成	年	月	日

第三十七号の十九様式（第六条の二十七関係）（A4）

昇降機等検査員資格者証

(氏名) _____

年 月 日生

交付番号 第 _____ 号

交付年月日 年 月 日

勤務先の所在地		〒		電話番号	
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる□	いない□		
	2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありますか。	ある□	ない□		
	あるときは、その罪及び刑 ----- その執行を終わる、又は執行を受けること がなくなつた年月日	年	月	日	
	3 特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたことがありませんか。	ある□	ない□		
	返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日	年	月	日	
備考					
※交付番号	※交付年月日	平成	年	月	日

第三十七号の七様式（第六条の十九関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証

(氏名) _____

年 月 日生

交付番号 第 _____ 号

交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の3第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び同法第88条第1項において準用する同法第12条の2第1項の規定により、昇降機等検査員資格者証を交付する。

1. 調査等及び検査等を行うことができる昇降機等の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 (氏 名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の二十様式（第六条の二十七関係）（A4）

昇降機等検査員資格者証再交付申請書

私は、昇降機等検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の27において読み替えて準用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長

申請者住所

氏名

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 (氏 名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の八様式（第六条の二十関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長

申請者住所

氏名

(署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	

第三十七号の二十一様式 (第六条の二十七関係) (A4)

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

様

地方整備局長
北海道開発局長

印

(署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

建築物調査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

様

地方整備局長
北海道開発局長

印

建築基準法第12条の3第4項において読み替えて準用する同法第12条の2第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び同法第88条第1項において準用する同法第12条の2第3項の規定により、昇降機等検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

第五十号の二様式（第十条の五の二関係）（A4）

型式適合認定申請書

（略）

記

1. 認定を受けようとする型式

2. 適合する一連の規定

建築基準法施行令第 条 に掲げる一連の規定

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなりす。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

第五十号の二様式（第十条の五の二関係）（A4）

型式適合認定申請書

（略）

記

1. 認定を受けようとする型式

3. 備考	(注意) (略)	第五十号の五様式 (第十条の五の五関係) (A4) 型式部材等製造者認証申請書 (略) 記	型式部材等の種類	記号
2. 備考	(注意) (略)	第五十号の五様式 (第十条の五の五関係) (A4) 型式部材等製造者認証申請書 (略) 記	型式部材等の種類	記号
1. 型式部材等の種類 2. 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号 3. 型式部材等の型式が適合する一連の規定 <u>建築基準法施行令第 条</u> に掲げる一連の規定 4. 工場その他の事業場の名称及び所在地 5. 技術的生産条件に関する事項 6. 備考	(注意) (略)	第五十号の十様式 (第十条の五の十五関係) (A4)	型式部材等の種類	記号
1. 型式部材等の種類 2. 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号 3. 工場その他の事業場の名称及び所在地 4. 技術的生産条件に関する事項 5. 備考	(注意) (略)	第五十号の十様式 (第十条の五の十五関係) (A4)	型式部材等の種類	記号
(注意) ①～③ (略) ④ 認証番号には、『当該認証を行った者 (国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関) を表す略号一型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとする。	型式部材等の種類	記号	建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分 (同号イに掲げる規定に適合するものであるこ	N
(注意) ①～③ (略) ④ 認証番号には、『当該認証を行った者 (国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関) を表す略号一型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとする。	型式部材等の種類	記号		

との認定を受けたものに限る。)	
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分 (同号ロに掲げる規定に適合するものであることとの認定を受けたものに限る。)	A
(略)	(略)
⑤ (略)	

建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分	A
(略)	(略)
⑤ (略)	

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十三条、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）、法第六十四条、令第七十条、令第九号の三第一号及び第二号ハ、令第十二条第一項及び第二項第一号、令第十三条第一項第三号、令第十四条第五項、令第十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第一百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二〇三 （略）</p> <p>三の二 法第二十七条第一項（主要構造部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>四〇十四 （略）</p> <p>十五 令第一百五十五条第一項第三号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十五の二 令第二百二十三条第三項第二号及び令第二百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十六 令第二百二十六条の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十六の二 令第二百二十六条の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十七 令第二百二十九条第一項及び令第二百二十九条の二第一項の認定</p>	<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十三条、法第六十四条、令第七十条、令第九号の三第一号及び第二号ハ、令第十二条第一項、令第十五条の二第一項第四号、令第十四条第五項、令第十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第一百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二〇三 （略）</p> <p>三の二 法第二十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>四〇十四 （略）</p> <p>十五 令第一百五十五条第一項第三号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十六 令第二百二十六条の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>十七 令第二百二十九条の二第一項及び令第二百二十九条の二の二第一</p>

に係る性能評価を行う者としての指定
十八〜二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〜三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十三条若しくは法第二十七条(主要構造部に関するものに限る。)又は令第七十条、令第九十九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第一百二十二条第二項第一号、令第一百三十一条第三号、令第一百五十一条の二第一項第四号若しくは令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)〜(3) (略)

ロ 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定 次に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ次に定める試験方法

(1) 施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(イ)欄に規定するガス有害性試験不要材料 令第八十条の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(i) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価でき

る場合には異なる寸法とすることができる。

(ii) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装

項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十八〜二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〜三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで若しくは法第二十三条又は令第七十条、令第九十九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第一百三十一条第三号、令第一百五十一条の二第一項第四号若しくは令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)〜(3) (略)

ロ 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるもの

置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(iii) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

(2) 施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(i)欄に規定するガス有害性試験不要材料以外の建築材料令第百八条の二第一号から第三号までに掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(i) (1)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合するものであること。

(ii) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量、有毒性に関する数値及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条(防火設備に関するものに限る。)若しくは法第六十四条又は令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) (3) (略)

五
ニスト
(略)

であること。

ハ 法第二条第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第百十二条第一項、令第百十四条第五項若しくは令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) (3) (略)

五
ニスト
(略)

改 正 案	現 行
<p>（定期点検）</p> <p>第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところとする。</p>	<p>（定期点検）</p> <p>第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 法第十二条第二項の点検は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところとする。</p>

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（第四条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 （第三条及び第四条関係） （略）	別表第一 （第三条及び第四条関係） （略）	別表第一 （第三条及び第四条関係） （略）	別表第一 （第三条及び第四条関係） （略）
建築基準法施行規則（昭和三十二年建設省令第四十号） （略）	建築基準法施行規則（昭和三十二年建設省令第四十号） （略）	建築基準法施行規則（昭和三十二年建設省令第四十号） （略）	建築基準法施行規則（昭和三十二年建設省令第四十号） （略）
第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）	第三条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）
別表第三 （第八条及び第九条関係） （略）	別表第三 （第八条及び第九条関係） （略）	別表第三 （第八条及び第九条関係） （略）	別表第三 （第八条及び第九条関係） （略）
建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）
第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）	第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）
別表第四 （第十条及び第十一条関係） （略）	別表第四 （第十条及び第十一条関係） （略）	別表第四 （第十条及び第十一条関係） （略）	別表第四 （第十条及び第十一条関係） （略）
建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）	建築基準法施行規則 （略）
第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）	第三条の二十二第二項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）	第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）

